第6回児童発達支援センター運営協議会

日 時 平成27年2月17日(火)午前10時00分~午後12時 分

場 所 前原暫定集会施設 A会議室

出席委員 11人

会長 髙橋 智委員

委員 大山文子委員 鴨下優子委員

神永真帆委員渡邉孝之委員

長 岡 好 委員 宮 崎 笑美子 委員

笠 井 綾 子 委員 花 岡 好 枝 委員

中 村 真智子 委員 坂 口 昇 平 委員

欠席委員 1人

黒 田 昭 二 委員

事務局職員

自立生活支援課長 堀池 浩二

児童発達心センター副センター長 中村 悠子

自立生活支援課障害福祉係長 染谷 幸枝

自立生活支援課主查 吉本 朋史

自立生活支援課副主查 岡本 幸宏

傍聴者 3人

(午前10時00分開会)

◎髙橋会長 おはようございます。お待たせいたしました。ただいまから第6回の小金井市児 童発達支援センター運営協議会を開催いたします。

今日は、笠井委員さんが少し遅くなるという連絡が入っておりますが、他の委員さんの状況 はわかりませんが、規定に達しておりますので開催をいたします。

それでは、会議に先立ちまして、事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。

◎自立生活支援課副主査 事務局です。本日、課長が公務で遅れておりますので、代わりに説明をさせていただきます。

配付資料につきまして、本日、資料1としまして実績報告、資料2として、複数ございますが、関係機関のアンケート結果、資料3として利用者向けアンケートの結果、資料4として委員提案意見一覧、資料5として事業報告書の案、資料6として今後のスケジュールをお配りしております。足りないものなどございましたら、ご連絡いただきたいと思います。

◎髙橋会長 よろしいでしょうか。今日はかなり盛りだくさんの中身になっております。

それでは、次第に従いまして進行をいたします。

初めに、「きらり」の1月末までの実績報告をお願いいたします。

◎副センター長 11月から相談支援事業を9件、12月13件、1月が8件、専門相談が49件、41件、41件となっております。それから、電話での相談が10件、18件、3件となっています。

それから、児童の発達支援事業(ぴのきお)は20人です。放課後等デイサービスも49人です。それから、保育所等訪問は12月に1回行いましたが、お一人いらっしゃいました。親子通園は20組、21組、21組と推移しています。外来訓練は59人、61人、61人と推移しています。親子通園、外来訓練に関しては、何らかの形で相談に来た方の行き先として考えていて、専門相談ないしは親子通園か外来訓練で引き受けられるようにと考えています。1回で終わってしまわずに、なるべく受け入れられるように配慮していますが、年度の後半になると利用者が増えてしまうのが現状です。

◎髙橋会長 ありがとうございました。

何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。実績報告を終了させていただきます。

それでは、次第3のアンケート結果に移りたいと思います。まず、前回から引き続き関係機関アンケート結果報告につきまして、事務局の岡本さんからお願いします。

◎自立生活支援課副主査 事務局です。では、関係機関アンケートの結果について説明させていただきます。

前回、全体のアンケート結果をご報告させていただきましたので、今回は各機関別に分かれました結果を報告させていただきます。

多く見られたものは、他機関との交流や連携というところが多くいただきました。また、各施設への巡回相談などの要望をいただくところが多かったと思っています。

全体については、前回お配りしたところで報告をしていますので、今回は個別のところで説明をさせていただきます。

まず、公立保育園についてご報告をさせていただきます。 (1)番、「きらり」を知っていますかのところを見ていただきますと、周知状況につきましては、一定周知が行き届いているのかなというふうに考えております。また、要望にあります職員研修など、やはり職員への支援というところにつきましては、27年度以降、どのような形で実施するかを検討しているところにあります。

次に、ホチキスでとめてありますものを1枚めくっていただきますと、民間保育園のほうの アンケート結果になります。こちらについても、一定周知状況については行き届いているかな と思いますが、まだ知られていない方もいらっしゃるのが現実にあります。

こちらについても、保護者へのトレーニングなどを要望されているところがありますので、 この辺については、本年度も保護者向けの研修会などを実施してきておりますので、その辺を また継続していければと思っております。

ホチキスどめをめくっていただきますと、1枚だけのもので、幼稚園の回答があります。幼稚園につきましては、周知状況についてあまり行き届いていないところもございます。そのため、「きらり」に対する要望事項もほかの保育園と比べるとかなり少ない状況になっているというのが、よくわかりました。

1枚めくっていただきますと、小学校になります。小学校につきましては、本年度は、周知 状況はかなり行き届いているという考え方でいます。要望としては、相談しやすい体制や学校 との情報公開についてかなり要望されているところです。そういったところで、学校との連携 体制について、やはり今後も課題として考えていきたいと思っております。

次に、中学校です。中学校につきましては、やはり知られていない方が一番多かったと思っております。要望等を見ていただくと、幼稚園よりもさらに少なく、「きらり」で中高生向けの支援をしていないところもありますので、今後どのような形で中学校と連携していくかというのは課題だと考えております。

1枚めくっていただきますと、学童保育所になります。こちらにつきましては、周知状況はかなり届いていると思います。学童のほうでは、今までもずっと言われてきたのが、放課後活動の場所ということが常に言われておりまして、そういったところについては要望を強くいただいているものです。

1枚めくっていただきますと、特別支援学校のアンケート結果になります。そちらについて も周知状況はかなり届いておりますが、要望としては、今後の情報交換の仕方、そういったと ころ、支援体制について要望されていると考えています。

関係機関のアンケート結果を受けまして、中学校及び幼稚園については、現在、関係が薄い というのが今回のアンケートで顕著に出ております。細かい内容については後ほどご覧いただ きたいと思いますが、ほかに何かご質問等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

- ◎髙橋会長 今、事務局から説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。従来では、中学校との連携、あるいは幼稚園との連携ということについて課題がここでも上げられましたけども、アンケート結果からも明確になったと思います。何かご意見ございましたら。
- ◎坂口副会長 中学校のアンケート結果を見ていて、子供に十分配慮されているというふうに考えられるものなのか、あるいは小学校に比べて子どもがそれだけ成長してきたということがあるかと思うのですが、その点に関しては何か見立てというのがあるのでしょうか。
- ◎自立生活支援課副主査 そこまでの具体的な見立てというのは、現在持っていないところでございます。

説明等にはお伺いさせていただきまして、学校等でも、校長先生などにも「きらり」のこと について何度も説明してきてはいますが、実際には、現場の方々にはまだ行き届いていないと いうのが実際あるというのが、今回わかったところです。なので、支援が行き届いているかど うかについては、今の段階ではわからない状況です。 ◎髙橋会長 ぜひ注意して注目しておいていただきたいと思うのは、我々も、よく専門性の1つに、その子の課題に気づく力が非常に重要だと感じており、気づいていないということはないのかなという心配があります。それから、本人に対する支援も大事ですが、中学生ぐらいになってくると、今度、周りの子どもの障がい理解も重要で、そういった意味での専門家が配慮していくということも非常に大切なことになってくると思います。これは周りにとってもそうですし、当事者の方々もそうなので、そういった形での支援というのを彼らのほうに向けていくのが必要だと思います。

中村先生、小学校高学年から中学生年齢のお子さんの相談というのは、どのぐらいあるので しょうか。

- **◎副センター長** そんなにはないです。こちらとしても、教育相談に回したり、学校と連携をとっているわけです。やっぱり1か月に2件ぐらいですかね。そちらでもうまく話ができなかったりすると、うちに来るという感じで、基本的にはスクールカウンセラーの方と教育相談のほうで話をしているようです。ただ、今いる小学生が放課後等デイサービスに関わったり、専門相談で関わっている方たちが、これから中学生になっていきます。対象にしてきた年齢層がまだ小さいので、今後、いろんな形でつながっている人たちが出てくるのかなと思っています。
- ◎髙橋会長 先月、今月と私がいろんな親子相談を受けているのですが、その中でも一番多かったのが、小学校高学年から中学校への進学で、一番のところは、中学校で支援をしてもらえなくて困っている人でした。一番厳しいところが内申や進学で、内申の意欲・関心・態度のところが全部 C だったということも聞いています。なので、都立高校は難しいので、どこに進学していいのかという相談でした。それから、小学校高学年のお母さんは、とても公立の中学校でやる自信がなく、ものすごく厳しく対応されるということなので、私立ではどうかと質問されました。私も、彼らと話しましたが、私立学校の状況というのは、実は想定したより非常に厳しいです。学級崩壊、いじめなどいろんな問題があります。不適応の子供は、内々に公立学校等へ移されるとかあり、私立が必ずしもいいということではないという話を含めて説明をしました。そういった小学校高学年から中学校に関わる子供たちの問題が、私への相談のケースとしてすごく多いです。なので、中学校のところでの問題がないというのは信じ難いかなと思います。
- ◎副センター長 何となく「きらり」の敷地の中に一緒に来るということ自体が、お子さんによっては難しいという場合もあって、保護者の方だけが相談に来るというケースにどうしてもなってしまうというのはあります。
- ◎髙橋会長 多分そういうことなのかなと思っています。
- ◎副センター長 そうですね。あと、学校を出た、高等部に通えなくてつまずき、そこからその次へのステップとかっていうこともよくあります。
- ◎坂口副会長 今のお話のとおりで、とにかく相談がないというのが一番大変な問題だと思います。「これだけある」というのはまだ支援の手が差し伸べられることですからいいほうです。

が、特に中学生ぐらいですと、思春期ということもあって、なかなかそういうことを表に出してきません。受験の問題もあって、そういう問題があると受験に不利になるのではないかということが本人にも学校にも認識があります。それが表立って出せない。結局それがどんどん、どんどん支援の遅れにつながっていく。私は都立の関係ですけども、都立高校の学校からは中学校からなかなかそういう情報が上がってこないということを言います。でも中学校側から見れば、その情報があったら落とす可能性があると考えている。そういう不信感みたいなものがまだ根強いと思います。それは払拭しないといけないだろうし、そういう子たちを高校できちんと受け入れて、きちんと学力つけて、育てていくことが必要だと思います。高校でも理解することが始まったばかりというのが現状ではあります。ですから、ご本人、保護者の方を無理やり引きずり出して、今どうこうしろということは言えません。これは私たちが全ての機関とタッグを組んで、子供たちを育てていこうということを、しっかり受けとめ、やっていかなくちゃいけない。

- ◎副センター長 そうですね。やはり一番最初の段階の敷居がなく入りやすいのが小さいお子さんで、そこからスタートしていますので、作りとか、いろんな条件の整理が難しいです。特に支援学校につながっている方はそんなに問題はないのですが、そうじゃない方たち、つまずかれた人たち、その方たちが利用するには不便なところがあります。小さな子ばっかりがいるとかいう場合、「見られたくない」、「待合のところで他の方にお会いしたくない」と言う方もいました。そうなると、いろんな作りからも配慮しないと、なかなかこういう相談って難しいものがあるというのは感じました。
- ◎坂口副会長 今の事例としては、比較的うまくいっているのは、例えば土曜日に開設をして相談している事例です。本人たちも困難は気づいています。勉強するときも、生活の困難もです。でも、人知れず勉強したいのです。同じ学校でみんなと分かれていくとかではなく、土曜日とかに補習を受けるとか、いろいろアドバイスを受けるとか、そういう場というのがもっともっと設置することが必要だと考えています。
- ◎副センター長 そうですね。そう言う方の相談は土曜日が多いですね。
- ◎坂口副会長 小学生ぐらいまでは割と素直にできます。もうちょっとその辺の年ごろの相談ができるように考えられていいかなとは思っています。
- ◎髙橋会長 高校の入試などで、中学校の校長先生が、確かにこの子は、例えば発達障がいであるけれども、うちは進学校でこういう手厚い教育をしてきて、間違いなくちゃんと支援をしてきたので、安心してぜひ受け入れていただきたいと言って、各校長先生が、各高校を回ってそういう説明ができるような学校の子供たちは、絶対に落ちないですよね。障がい持っていてもです。だから、そういう学校がちゃんと責任を持って見ますよ、見てきましたよという、そういったことがない限り、結局、個人の対応に任せることになってしまうのです。そうすると一層、問題を水面下に隠してしまって、なおかつ保護者とご本人が苦労するという状態が変わらないので、そういう意味で、もっとオープンにして、システム全体として取り組んでいくと

いうことを議会に提案していくような取り組みというのも考えられたらと思います。まずは教育委員会とタッグを組んでやっていくということが大事なのかなと思います。

中学校年齢のことを言いましたけど、幼稚園も同様になかなかつながりが弱いと思いますけども、渡邉委員からご意見等はありますか。

- ◎渡邉委員 残念ながら、これが平均的な結果だというふうに捉えられないのかなというふうに思います。各幼稚園の園長先生は、「きらり」について認識を持っておられるようなのですが、例えば、特別支援の関係のお子さんへの支援について十分に幼稚園内で話をする時間が取れていないのかもしれないです。我々としても、そうなったときに、こういう施設がありますよということはお伝えするのですが、全員に向けてという形では配慮するとかいうことはできてないです。いろいろ方たちのいろいろ考え方があろうかと思いますし、支援のつなげ方については色々と考えてはおります。
- ◎髙橋会長 文部科学省では、しばしば幼保小の連携というカリキュラムで積極的に施策の展開をしようとしていますし、いろんな自治体と教育委員会とかと実施していくのがあるのですが、そういった行政からの働きかけというのはないのでしょうか。
- ◎渡邉委員 数年前からですけども東京都の教育委員会からは通達がきておりまして、法律に沿っていきますというような形で通達がきています。小金井市でも連携の話もそうなんですが、三鷹市を基本に小金井市に話をしたことがあります。小金井市はまだのため、決まりましたら連絡するということで、我々のほうで進めていくのには限界があります。ですので、小金井市の幼保小連携についても、市からご提案いただけるのであれば、ある程度できていけるのではないかなと思います。
- ◎高橋会長 以前、協議会にアダチ先生においでいただいて、幼保小連携について議論をして、 国も施策をいっぱい組んでいるところなので、小金井市としてぜひ教育委員会で検討していた だいて、取り組みは行っていただきたいという話が出ました。しかし、なかなかその動きがな い状況にあります。ぜひ東京都の出している通知を伺いましたので、小金井市も取り組んでい っていただけたらというふうに思います。そうすると、「きらり」が全部をやるのではなく、 行政が指導しながら、「きらり」を請け負うという形にしていただきたいと思います。「きら り」をつなげていくというようなことではないと思うのです。
- ◎坂口副会長 もっときらりの持つノウハウのトレーニングを教育分野や保護者に向けてできないかと思います。「きらり」があるということはとても大事なことですが、ここが何でもその事業を取り入れるという話になってしまっています。より専門性を広げていく。全部「きらり」だけでやるのではなく、やはり基本的には現地でやる、それぞれの学校で実施する。そこに積極的にセンター機能を発揮していき、もっともっと充実できればいいのだろうなと思いました。
- ◎髙橋会長 ありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、次は利用者向けアンケート、それでは岡本さん、説

明をお願いいたします。

◎自立生活支援課副主査 事務局です。昨年12月に実施しました利用者アンケートの結果についてご報告させていただきます。右上に利用者アンケートと書いてある資料をご覧いただければと思います。

開設後1年が経ちまして、多くの方から今までのさまざまなご意見をいただいてきております。そこで、利用者に対する満足度を確認させていただいたところ、現状ですと90%以上の方が満足していただいている状況となっています。これにつきましては、運営していただいております雲柱社さんのおかげだと思っております。ありがとうございます。

あと、事業者の評価についての70%以上の方から高評価をいただいております。また、20%の方が評価の仕方がわからなかった、または何を捉えていいかわからないということで、 どちらとも言えないという回答をいただいているところです。今までの事業のことから考えて も、運営面については一定高い評価をいただいているものと判断させていただいております。

次に、要望事項等に関しましては、この後、報告書の部分で説明をさせていただきたいと思っておりますので、今は割愛させていただきたいと思います。

市としましては、このアンケート結果を踏まえまして、11月運営協議会の際にお話をさせていただきました指定管理者への移行について、今後、議会等で上程を考えております。議会での議決が得られましたら、指定管理者への移行について準備を進めていきたいと思っております。ただ、今回、指定管理者に移行するにあたりましては、法が原則となっております。総務省のほうからは通知がありまして、利用者の意見を聞きながら、その上で利用者の不利益にならないように配慮するようにということが定められております。以上の経過から、公募でやるのか非公募でやるのかということについても、運営協議会のご意見をいただければと思っております。

説明は以上です。

◎髙橋会長 それでは、ご質問等ございましたらお願いします。少し長いですので、時間をとりながら、少し見ていただいてもよろしいですか。上のほうからずっと見ていただいて、もしご質問があれば出していただくということにしてもよろしいですか。

(確認)

◎髙橋会長 私のほうから1点、総じて高い評価をいただいているということはすごくよかったと思います。ただ、利用者の方から、私宛てに時々メールで事務局には言いにくいことを送っていただけるので、その1つについてここで紹介したいと思います。内容は窓口対応といいますか、相談の中身のことです。この方は、放課後等デイサービスについて承認してもらえませんでした。そのため、今後、お子さんの学校をどうするかということもあって、放課後等デイサービスも駄目ということで途方に暮れちゃったので、「きらり」のほうから不承諾のことに関わって何かアクションがあると思ったら何もなくて、結局困ってしまっている状況です。また、計画相談について、就学後、利用できるサービスが受けられるかどうかという話し合い

があったわけです。非常に書類作成をこなしているような印象を受けて、今後についてますます不安になってきました。不承諾を受けていることがわかっているはずなのに、それについての代わりの提案がなされることなく、ただ一般的に利用できるサービスを上げて、使うか使わないかという話だけでした。担当された方に、就学後の生活についてどうすればいいのか、何がわが子に一番か検討がつかないと答えていたのですが、それに対して納得できる答えがないままに今に至っています。確かに以前から使っている方にとっては非常に評価が高いのですけど、これから使いたいけども、お断りされて、どう対応していいのかというところでは、対応が不十分であって、結局、その人はすごく困ってしまったのです。なので、このサービスを受けられない方に対して、「きらり」としてどのように対応するかというところでは、少なくとも深刻な問題を解決されていないのではないかという気がします。この辺について、中村先生から答えいただければなと思います。

◎副センター長 実際、今回は倍以上の申し込みがあったことに対して応えられなかったということはあります。市のほうから、承諾か不承諾として連絡がいきました。そして、入れなかった方が専門相談でつながっていければまだいいのですが、本当にそれだけを希望された方というのは、そこで終わってしまったという結果はあると思います。ただ、何人かは連絡をいただいています。お怒りのままお電話をいただきまして、実際には使えるサービスというのが限られていて、どこもいっぱいな状況になっていて、困っていらっしゃるんだと思います。小さいお子さんはなるべく、外来訓練でも何でもいろいろとつなげていくようにしていますが、小学生への支援は難しい状況で、放課後の人数の制限があり、そこはどうしていったらいいのかというのが本当に課題だと思っています。

◎髙橋会長 課長、いかがですか。

◎自立生活支援課長 放課後等デイサービスの話になりますけれども、定員が10名ということで、最大50名の方が通える形になっています。そういった中で、応募が92名あり、結局約40名以上の方が不承諾の通知を送らせていただいております。そういった中で、今、副センター長からもお話があったように、相談につながっている人に対してはフォローができます。また、会長がおっしゃられたとおり、相談の中身的な問題もあるのかなと思っています。実情として、今年の6月の情報になりますけれども、26市の放課後等デイサービス事業という指定をとっている事業所が26市で138事業所あります。市が実施しているところというのは3つだけです。小金井市と清瀬市と調布市が、市が実施しています。あとの135の事業所は、法人さんやNPOさんが実施している事業所となります。今現在、不承諾の方のフォローアップという課題と、今行けない方を今後どうしていくという話になると、こういう民間さんの事業所をどう小金井市のほうに呼び込めるのか。私の理想としては、学童的なところで各学校の近くにそういう事業所さんがあればよりよいのかと思っていて、量の拡大としては、その事業所を増やす方策を今後考えていくということと、現在、不承諾で行き場のない方については、そのフォローアップをどうしていくのかというところは、まだ決めかねてはいるところでござ

います。

- ◎髙橋会長 民間の場合は広さの問題も大きいですよね。「きらり」とは全然単価が違った場合もあります。
- ◎自立生活支援課副主査 民間でやられている場合でも、放課後等デイサービス事業であれば、 単価は変わりません。ただし、単独で個別の独自事業をやられているものがあり、単価が違っ たりするだけですので、法内事業の放課後等デイサービス事業であれば、先ほど課長がおっし やったところのどこの事業所を使っても、基本的には上限額も全体的に同じです。
- ◎髙橋会長 値段が違うのは、セットメニューで値段が違うということなのです。セットメニューを使わないと、うちは使えませんよというところを私は聞いています。選択権は向こうにあるので、基本単価はそうだけど、セットメニューを使わなかったら、うちはノーですよというところがあるわけです。結局、これだけの格差の中で高いほうを利用しなきゃいけないじゃないですか。別にコーヒーとかポテトはいらないのに、それまでつけて買わなきゃいけないというようなことの状況があって、苦しんでいるわけです。単に民間や事業所を呼び込めればいいというふうにはならないと思っています。
- ◎自立生活支援課主査 民間でも、必ずセットメニューじゃないと入れないということではなくて、民間でも基本単価で入れるところがありますので、そこのところで考えていく必要があるのかなと思います。
- ◎髙橋会長 ただ、そうじゃないケースだってあるわけです。
- ◎自立生活支援課主査 もちろんそれもわかります。
- ◎髙橋会長 むしろ、そちらのほうの相談が多いです。
- ◎自立生活支援課副主査 今のお話の中で、東京都のほうも、そういったところについては指導が入ってきておりますので、今言われたような特別料金という考え方については、整理が始まっているところです。後ほど報告書のところでも報告させていただきたいと思います。
- ◎副センター長 基本的には、学校が終わった後に、彼らたちがどうやって過ごすのかということをちゃんと考えないといけないと思います。居場所なのか、療育的な個別なのかということも曖昧になっていると思います。どこの事業所も入れないから日数を減らしてきているんです。そうしたら、日数を減らしてくるから、結局、この間も放課後デイサービスの人たちといろいろと話していたら、「どこどこに1日」、「どこどこに1日」、「どこどこに2日」というふうにして、日数を減らした分だけを今度5日間全部埋める形になっています。そうすると、放課後デイサービスの事業所同士が、「これってどうなの?彼らたちのために、本当に終わった後の居場所なのか」との声も出ています。結局、事業所としては、週1日しか受けられませんという形にせざるを得ないです。今までは5日間毎日通える場所だったのが、もう日数を減らさざるを得ない。そうすると、今度、ほかのところに行ったら1日というふうにして、5日を埋めるみたいな形になって、毎日違う場所に行くようになりかねないです。そうすると、彼らたちに何が必要なのかということも含めて考えていかないと、まずいのではないのかなとい

うような状況になっているのは事実だと思います。

◎高橋会長 私が言いたいのは、利用者アンケートのところで極めて評価が高いです。でも、入った人の評価です。なので、入った人は、高い評価をするのは意味があります。ただし、全ての市民に対してではないというところが、利用者の問題としてはすごく大きな問題があるので、それを考えなければならない。だから、その問題について、ぜひ民間事業所が入っていただくという問題ではなくて、極力格差をなくしていく。「きらり」がこれだけ高い評価を得られていることはすごくうれしいことなので、そういった恩恵をいろんな人が受けられる、これから対象はどんどん増えてくることが想定されますので、先に入った人は得なんだけど、後の人が入れなくなってしまうという、格差問題で相互のトラブルになる可能性もあります。問題解決のところを今後きちっとされて、後の議題になりますけども、ここで問題だけ整理させていただきたいと思って、あえて発言させてもらいました。

そのほか、何かご意見ございますか。

それでは、ほかの課題もありますので、次のほうに進めていきたいと思います。

私としては、「きらり」が始まってまだ1年半、まだ若いです。できれば、今しばらく継続していただいて、高い評価があります。いいというふうに私個人は思っていますが、皆様方のご意見をいただきたいと思います。

◎坂口副会長 公募することのメリットというのは、ある意味、新陳代謝や競争原理を働かせたりとかはあると思うのです。ただ、デメリットとして、毎年公募という形にすると、中期、長期と見通しを持ちにくいので、デメリットもあると思います。性質からいって、髙橋先生がおっしゃったように、中期以降の見通しを持った経営をしていく必要のある事業だというふうには思っています。ただし、そこの前提として、外部の評価を入れて、それに対する対策をきちっとしていく。そういうものはこの運営協議会であるということですね。それがないまま、ただ1つの事業所と長期にわたって契約をするということはどうなのかというふうに私は思います。

◎髙橋会長 今回はまだ始まって1年少々ですから、かなり評価をした結果、高い評価を得たと言ってもいいと思います。公募となると書類作成とか手続きが大変で、また私たちも選考とか、そういうのに関わらなきゃいけないと思います。できれば、そういったことは別の課題のほうに、勢力を注いでいただきたいと思っているので、非公募とすることで考えていきたいと思っています。どうでしょうか。

特に異論がないということで、それでは、非公募ということで、市のほうでも進めて、よろ しくお願いします。

続きまして、次第の4になりますが、委員発議の討論テーマのほうに移りたいと思います。 岡本のほうから説明をお願いいたします。

◎自立生活支援課副主査 前回の会議の中で会長からご質問がありました、増改築が可能な部分ということで、資料4の裏面の25番のところにまとめてあります。切れていまして申し訳

ないんですけども、現状、土地面積からいきますと、約1,800平米ほどは増改築が可能だと考えております。ただし、こちらにつきましては、高さ制限及びけやき保育園との両方合わせて1,800平米ですので、「きらり」だけで1,800平米使えるわけではないということをご理解いただきたいと思います。なので、実際に増改築を「きらり」側ですると、さらに少ない面積となるということで報告させていただきます。

◎髙橋会長 何かご意見とかないですか。

しつこいようですが、1,800平米というのは、大体どのぐらいの建物、スペースというか、 部屋数でいうと、どのぐらいですか。

- ◎自立生活支援課副主査 「きらり」のホールが52平米ほどありますので、約ホールが30個以上は作れるぐらいの面積があります。ただし、高さ制限、これも影とかがあります。あと、上に延ばすのはもう無理で、横に延ばすこともできない中なので、かなり限られた部分をつぶすとか、そういう考え方をしないと難しいです。
- ◎笠井委員 具体的には、園庭ということですか。
- ◎自立生活支援課副主査 園庭だったり、今使われていない部分であったり、屋上庭園とか、ああいうところの部屋にはなっていない部分を、屋根をつけたりすると、その部分の建ぺい率に含まれるということで、そういったところが対象になるかと思います。
- ◎髙橋会長 受け入れ人数の問題としては、部屋の問題が大きく左右されています。
- ◎自立生活支援課副主査 まず通園につきましては、ホールとされる場所の面積が確か1.5平米、部屋については2.47平米という考え方です。通園については、ホールの大きさが上限になります。放課後等デイサービスも同様に、一番大きな一部屋に全員が集まれる人数となりますので、今「きらり」の中で一番大きな部屋としては、ホールが該当します。52平米に対して1人当たり4平米から5平米だという考え方ですので、それ以内の人数しか利用できないということになります。増改築でものすごい大きな部屋がつくれない限りは、基本的には今の定員を変えることはできません。
- ◎髙橋会長 例えば建物ができたばかりで増改築というのは難しいと思いますが、園庭などに プレハブを使って、とりあえず部屋を確保するということは難しいですか。
- ◎自立生活支援課副主査 園庭は、今、通園のほうで使っているところと、たしか通園は園庭が必要であるので、園庭を使用するということはできないです。
- ◎髙橋会長 ということは、現状では、前回の質問の意図は何ともならないということでしょうか。
- ◎自立生活支援課副主査 大規模な工事をしない限りは、部屋の面積が決まっていますので、 対応はかなり難しいです。
- ◎髙橋会長 難しいということはわかったので、別の方法を考えなければ、これから出ていく 打開策に対して対応は難しいということですね。
- ◎宮崎委員 先ほど屋上の園庭、屋根でもつけない限りはと言われましたが、あそこ、通園の

子は利用していないのはわかっています。お友達で親子通園とかに通っている子がいて、その 方から伺っても、あまりあそこで遊んだことがないということです。利用頻度というのはどれ ぐらいですか。

- ◎副センター長 今、あそこの使い方については保育園ともお話ししていますが、今は使っていません。時間帯で使えるとか使えないとかという調整をするのが必要になってくるので、保育園のほうは使っています。でも、あまり見たことがないのですが、あまり使っていないのは事実です。うちは使ってないです。
- ◎自立生活支援課副主査 一応けやき側のほうでは、0、1、2歳の子供たちの遊具があそこにしかないので使っていました。
- ◎宮崎委員 市報に載っていましたね。あそこで遊んでいますと。
- ◎花岡委員 最初の設計の段階で、ぴのきおとけやき保育園が同じ屋根の下に入るということを第一に考えました。ちょうど屋上園庭の両サイドが「きらり」側の親子通園、反対側はけやき保育園の親子通園で、親子支援をするということを考えでいましたので、「きらり」側と保育園側のちょうど真ん中に屋上園庭を作ったのです。けやきに在籍しているときは、2歳児が屋上園庭は何度か使わせて遊んだという経験はあるのですが、今現在、どのくらいの頻度で使っているかというのは、現在、けやき保育園に在籍していないのでわからないですが、保育園側とぴのきお側のそのような考えがありまして、両方の施設の親子通園の間に屋上園庭を設けたという意図があります。
- ◎宮崎委員 両方の共有する施設であるならば、けやきのほうと相談して、こういう状況なのでということで、そこに屋根をつければ、増改築ができるのではないかなと思っています。
- ◎髙橋会長 私も同様ですが、その可能性はいかがでしょうか。
- ◎自立生活支援課副主査 まず共有面積ということが、今回、指定の場合ができないので、同じように、放課後の待機児問題の関係で、親子通園の場所などを広げようとしても東京都のほうが認めてはくれないと思います。共有という考え方が現状、東京都ではありません。法内指定のものと独自事業となりますので、あそこをけやき側が、きらり側の面積として認めてもらえても、「きらり」として法内で登録をして指定を受けない限りは、今の対象にはならない。ただ、部屋としては使えるようになって、共有の部屋として、雨の日でもそこで遊べるという場所にはなっていく。共有場所として使うだけであれば、単純に屋根をつけることは可能です。あとは予算の関係があります。
- ◎宮崎委員 今の質問は、遊ぶ場所よりも部屋にできないかというご質問です。
- ◎自立生活支援課副主査 部屋には、増改築をするならば、予算さえつければできる可能性はあります。
- ◎笠井委員 今のお話だと、行政の立場から質問するのもなんですが、保育課との話し合いが済んで、けやきが「きらり」にあげても良いとなれば、あそこの部分は部屋になる。あと予算が必要です。予算がつけば部屋として利用できるスペースであるというふうな認識で良いとい

うことになるんですね。

- ◎自立生活支援課主査 流れとしては悪くないのですが、仮に広い部屋を作ったとしても、現状の登録上だと、東京都のほうは認めないので、放課後等デイサービス事業として、また通園事業としてあそこを使うのはかなり厳しい。法外の親子通園とか、ああいうところの利用者数を増やすことにはつながりません。
- ◎宮崎委員 部屋1人の面積がということで定員を増やせないというお話でしたが。そこをもし法内で通ったとして、一番大きな部屋が、ホールより大きな部屋ができたとしたら、定員は増やせるということですよね。
- ◎自立生活支援課副主査 それはそうです。ただし、条件がありまして、東京都のほうの条件は、入り口、通路、トイレ、そういったところが法内の法律に属した事業を使用する人たちのための専有の場所がない、他の方が使ってはいけない場所なのです。現状ですと、親子通園や外来訓練のグループ訓練をあそこでやろうとすると、基本的には東京都のほうが法外と法内を同一の場所でやることは認められないということになってしまいます。そうすると、仮にあそこを部屋にしてホールとして登録をする場合には、現状ですと、親子通園をやめなければならないという判断もあります。あそこの部屋を使うと、親子通園ができなくなってしまいます。
- ◎宮崎委員 3階の部屋を全部法内にしなきゃいけないということですか。
- ◎自立生活支援課副主査 そういうことです。
- ◎宮崎委員 プールは。
- ◎自立生活支援課副主査 プールは、あそこは法内で登録しています。
- ◎髙橋会長 課題はあります。私が言ったお話でスタートしたと思いますので、私はこの意見 については了解しましたので、これを踏まえて次の課題のほうに移っていきたいと思います。

続きまして、次第の5、事業結果報告書(案)につきまして、事務局から説明をお願いしま す。では、岡本さん、お願いします。

◎自立生活支援課副主査 先日、1月13日から各委員さんに「きらり」を見ていただきまして、評価結果と、今回の利用者の皆様からのアンケートを含めまして、報告書(案)という形でまとめせていただいております。本日お配りしたばかりということもございますので、目を通していただきながら、最終的には会議録の校正とともに皆様に送付をさせていただきます。その際に、本日の意見なども踏まえまして、ご意見、修正などありましたら校正をお願いいたします。予定としましては、校正をいただきまして、3月末までに会長、副会長とともに調整をさせていただき、次回の運営協議会のときに報告書として皆様にお配りさせていただきたいと思っております。

それでは、まず1枚めくっていただきますと、目次ですので、もう1枚めくっていただいてよろしいでしょうか。 2枚めくっていただきますと、まず1ページ目、目的となってございます。今回、この報告書を作成する目的としましては、平成25年10月1日に開設しました児童発達支援センター「きらり」の運営について、運営内容の議論、確認をするために、この運

営協議会を設置し、利用者や関係者の意見を反映して適正な管理、運営を図られているか検証 して、利用者へのサービスの向上を図ることを目的としています。

2番からは、今まで開催してきました回数、内容、そういったものが一覧表でまとめられて おりまして、3ページまで記載しています。最後に今回の第6回の部分がまとめられていると ころでございます。

4ページからが、今回の皆様に評価していただきました事業の内容で、評価項目が明記されております。

5ページからが、具体的な各事業の評価となっています。こちらにつきまして、今後、構成の段階で皆様のご意見をいただきたいと思いますが、今回、評価理由のところに、皆様から明記していただきました内容をそのまま明記しております。なので、ご自分の発言などで修正がありましたら、ぜひ直していただきたいと思っています。

そのほか、今回、総合評価の評価結果と2個ついておりますが、評価結果が各委員さんの評価になります。総合評価の考え方は、AだけであればAになりますが、AとCであればBになるという考え方で、AとBがある場合はBプラス、BとCの場合はBマイナスという形で表記をしています。

その辺の考え方につきましては、今、事務局案として皆さんにお配りしておりますので、例えばAとAとBとBであればBプラス2と書いてほしいというご意見があれば、その辺の配慮をしていきたいという思いがありますので、後ほどもしご意見ありましたら言っていただきたいと思います。

この評価が事業ごとにございまして、11ページまで各委員さんの評価となっております。

12ページからが、先ほどの利用者アンケートの結果を明記しております。こちらには、簡単にまとめた形で表記をしております。

利用者アンケートのところで読んでいただきましたところは、かなり細かく書いたところ、 こちらは簡単にまとめさせていただいたところです。利用者の意見のほうがかなり多くござい まして、18ページまでが利用者の意見となっています。

19ページ、今回、それらの意見を踏まえまして、また、今までこちらへ要望されてきた事項などを簡単にまとめさせていただいております。また、もし抜けているものがありましたらご指摘いただきたいと思いますが、こちらについても、ぜひ19ページのまとめ方、今までの要望、新規事業に対する意見・要望であったり、施設に対しての要望、最後に新たな意見・課題という形で考えています。

それに対して20ページ、ここは課題をまとめて、どのようにこの運営協議会で議論をするかということも重要であると思いますので、20ページには、一定の案として、例えば次年度に話す内容は、短期目標として、こういう内容を話そう。その短期、中期、長期という考え方で課題に出して検討していくパターンと、次年度はこれをやるということだけを明記するパターン、それ以外にも、全ての課題や内容について優先順位をつけて、それを優先順位の順番に

検討していくという形で考えましたが、まだどのような形でまとめるかというのは事務局案で しかありませんので、ぜひ後ほどその点についてもご意見をいただいて、特に27年度には、 どういうことを議論するかを考えてみたいと思っています。

その中で、先ほど何度も触れさせていただきましたが、今回、2月5日に東京都のほうから 指導がありまして、今、要望を受けております5番(2)の一番上の延長保育の部分について、 前回の協議会では、平成28年4月1日を目指して実施を検討していましたが、東京都のほう からは実施してはいけないという指導がありました。理由としては、児童発達支援事業の時間 延長加算というものがある以上、法内事業として以外は実施してはいけないということです。 この延長保育という市独自事業は認められないということになっております。仮に延長保育を しようとする場合には、放課後等デイサービス事業が実施できなくなってしまいますので、今 の段階では延長保育という考え方は、東京都の指導では実施ができないということになりまし た。

2つ目に、法内事業の実施と法外事業の実施を明確に分けなさいという指導が入りました。これにつきまして、児童発達支援センターの2階部分、こちらは今まで個別訓練で利用していた部分になります。こちらは完全に法外事業で登録をせざるを得ない状況になっております。それに伴いまして、今まで法内事業で利用されていた方の利用につきましては、一定利用できなくなってしまったということがあります。ここにつきましては、東京都の指導に従わないとセンターとしての指定の取り消しなども考えられてしまいますので、指導に従っていきたいと思います。既存の利用者の不利益にならないような配慮を含めて調整をし、進めているところでございます。

東京都のほうがこのような指導に向かった経緯としましては、現状、民間事業者の設立がかなり増えてきております。一定水準を保つためにはかなり厳しい指定をする必要があり、指導を厳しくする必要があるということでした。民間に指導している以上、公共に同じ指導をしないわけにはいかないということで、今回、我々へも指導が入っています。早急な対応ということもありますので、現在、明確に分けながらも、不利益にならないような対応を進めているところにあります。

また、今回、19ページの(4)番のところにあります、新たな課題として待機者への支援というところがございます。こちらについても、こちらに明記した理由をご説明させていただきますと、来年度の利用申し込みの状況で、法内事業のところにつきましては、児童発達支援事業(ぴのきお)につきましては、現在待機はなしという形で対応を進めております。ただ、放課後等デイサービス事業につきましては、先ほど課長のほうから説明がありますように、90名以上の方からの応募がありまして、今回、40名以上の方の待機が出ている状況になっております。この待機の方につきましては、今後さらに人数が増えていくことが想定されております。そういったことを踏まえまして、先ほど会長のほうからも面積の問題をご提案いただいておりますので、対応案のところについて、この運営協議会でも議論していただきたいと思い

まして、新たに課題として明記をさせていただきました。

さらに、新たな課題のところ、部屋の稼働というところにつきましても、現在、部屋の数が限られていることもありますので、訓練の考え方や利用者支援の方法についても今後課題となっていくことと考えています。

以上を踏まえまして、21ページに総括という形で書いています。運営協議会としての案を 載せさせていただいております。この総括につきましては、最終的に会長、副会長と調整をさ せていただきましてまとめたいと思いますが、もし皆様方から、こういうことも総括に明記し てほしいということがあれば、ぜひご提言をいただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、今回、この報告書につきましては、本日初めて見ていただいたところもございますので、会議録の校正の際に、改めて本日いただきました意見を基に修正したものを新たにお送りさせていただきます。それで会議録の校正と一緒に校正をしていただきまして、ご提出をいただきたいと思います。ご意見がありましたらいただければと思います。よろしくお願いいたします。

- ◎髙橋会長 公表の仕方は、ホームページにアップされるのですか。
- ◎自立生活支援課副主査 市として今回案を出しまして、最終的に固まりましたら、その後、 固まった形をアップさせていただきます。
- ◎髙橋会長 冊子とかに印刷して配るということではないですね。
- ◎自立生活支援課副主査 すみません、そのような予算はとっていないのでホームページにアップさせていただきます。
- ◎髙橋会長 ホームページ上にアップされるということですね。 その日時は、いつごろを予定しているのでしょうか。
- ◎自立生活支援課副主査 今の予定ですと、3月31日までに校正ができれば、4月中を予定したいと思います。
- ◎高橋会長 今日は時間が残っておりますので、各事業、評価理由とか、評価のところ、それから指摘事項を見ていただきながら、なおかつ、事務局のほうに、次年度の課題としてますが、ここに関わって委員さんからまたご意見をいただいて、それをもとにして次年度の課題を掲げていきたいと思っております。そういうふうにこれからできればと思いますが、いかがですか。

私のほうで口火を切る形でお願いします。二点あって、1つは、他機関との連携というので、 教育委員会と学校との少なくとも大きな課題になってきているのかなというふうには思ってい ます。ところが、最後、要望事項の中になかったですけど、他機関、とりわけ教育委員会への と連携というところについて入れていただきたいというのが一点です。

それからもう一点は、先ほどの利用者アンケートを紹介しましたけれど、待機児童の問題です。もう一点、市民の方から寄せられたメールを紹介いたします。現時点で不承諾となり小金井市の希望のサービスが利用できない子供たちが多くいます。また、不承諾通知書の送付だけ

では、あまり建設的な方法とは思えません。何を基準にしたのかが不明瞭。不承諾理由についても定員を超えたしかなく、具体的な理由は見当たりません。また、他の機関へ相談ができないで、相談連絡所へ入れられたものです。実際に「きらり」担当先生は、名前ぐらいしか情報はないというのが現実です。実際に、ほかのところを紹介してほしくて連絡したけれど、他のところは小金井市にないということでした。結局のところ、例えば「きらり」では対応が難しい場合には、他の専用機関、事業所、相談機関、利用機関という、そういったものについて多く情報を持っているわけですから、もう少し対応は変わっただろうし、また、利用者の方も、不承諾だったのだけれど、次へとつなげるということに希望も持つと思うんです。その辺がなく、どうしたらいいものなのか困ってしまって、結局のところ、私のところにメールを送ってきて、この話を運営協議会で必ず提出していただきたくメールしましたということです。よっぽど、私にメールをされた方というのは、意を決してというか、先ほど何十名かおられた、不承諾通知を受け取った方々は、多くは自分の気持ちをどこにも伝えられずに待っているというのが現状だと思います。待機者の問題をどう解決するかというところは重要だと思いますので、あえてもう1通のメールを紹介させていただきました。

◎坂口副会長 総括の意味でいうと、利用者の方々からの意見を反映していて、よろしいので はないかなと思います。その反面、非常にニーズが高く、さまざまな事業、あるいは待機の方 が発生しているというところもあり、検討しなければならいことが多いとも思っております。 ただ、何度も言っていることですけど、センターとしての機能として専門性を発揮する、ある いは他機関との連携という意味では特に中学校とか小学校の学校と連携することです。何度も 言っているように、「きらり」で全部請け負っていくというのは難しいです。人数的にも金銭 的にもです。そういった、例えば学校で空いているところをお借りするとか、そこに巡回で行 くだとか、そういうさまざまな手段を工夫する必要があると思います。また先ほどお話があっ たような、民間の活力を利用するということは当然必要で大事なことです。それを市が指導し ていく、そういったことは大事だなと思います。なかなか市だけで全部を請け負っていくとい うことは難しいです。民間のほうでもいろいろな放課後のこと等をやろうとする活力があるの に、公的機関のほうでいろいろやろうとしてしまうと、逆に民間の事業を食うのかという思い が民間にはあります。その辺はよく向こうとコンタクトをとっていただければ問題なかったり するのです。私の職場でやっているのは、事業所との連絡会というのを年に1回持っていて、 お互いいろいろな調整はしています。事業所のほうで抱えている問題、教育とは関係ないかと 言われれば、厳密に言えば関係ないと言われるかもしれないですが、非常に重要な会議でして、 今この子や、この家庭がどういう課題があるのか、あるいは事業者はどういう課題を抱えてい て、困難さを抱えているのかとか、そういったことをお互い知りながら、次、どういうふうに お互い一緒に解決していこうかというふうにやっていくのが1つの選択、役割というのでしょ うか。きらりとしても、よそともそうやってつながっていくというのも解決策を出していく中 では必要になってくることではないかなというふうに考えています。

- ◎髙橋会長 全く大事なご指摘です。例えば学校の空き教室等々もあるならば、そういったところの活用はできないか、あるいは各事業所とか取り組みと連携がやりにくいので、そういった定期的な集まり、協議というものを設けられないものなのか。例えば「きらり」の運営協議会の拡大版で、ここにいろんなものが集まっていただいて、「きらり」から報告くれて、各事業所がそういったことについてどういうふうな条件を持っているかという意見交換をどんどんやるということを、この運営協議会の活動に取り組んでみてはどうでしょうか。あえて設定すると、誰がどこで責任持ってやるのか、いろいろとまた、システムを立ち上げる大きな混乱が生じますので、この運営協議会の取り組みということなのです。人の顔を思い出せると、そこでまた話ができる。とても大事なご意見だと思います。その他はいかがでしょうか。
- ●笠井委員 全体の機能がまだわかっていない部分がありますが、学校との連携の中で仲介をしてというふうなお話がありましたけれども、やっぱり保育園とか幼稚園とか、市民を育てるというのか、先生方にノウハウを持ってもらって、毎日、あるところの先生が力をつけることで「きらり」の大変さが減るというのがあると思うのです。先ほどのお話になると思いますけど、これはやっぱり市でもつ、発達支援センターを市で建てて使っていくという意味も大きいのかなと思うので、そこに力が入れられるような体制を市としてできるのが一番いいのかなと思います。「きらり」の実働部隊の先生方がすごく一生懸命やってくださっていて、本当にフルパワーでやってくださっている、現場と現場が顔を合わせているので、そこにプラスしていろんな状況というのは見えていますので、先ほど副会長さんがおっしゃったみたいに、「きらり」だけではやっていけない。そこをどう分散し、スキルを踏まえて他の人たちに力をつけていくことなのかというところの視点も、もう一つ大事な課題として議論してもらいたいなとも思っているので、お願いします。
- ◎髙橋会長 「きらり」が、運営形態が変わっていきます。その中で、「きらり」が独自に判断して必要なことがやれるというような、枠も広がることになるのでしょうか。「きらり」として、一々、きっちりお伺い立てるというようなことではなくて、「きらり」として独自に例えば提案とか研修だとかというのはやれないのでしょうか。
- ◎自立生活支援課副主査 業務委託の場合はできません。それは業務委託の性質上、「きらり」はあくまで市にお伺いを立てて、市が指示した事業しかやってはいけないというのが法的に決まっています。ただし指定管理になった場合は、独自事業の実施が可能になりますので、「きらり」の内部で検討した上で独自事業を実施することは可能となります。
- ◎髙橋会長 「きらり」は、具体的にどういうところ、何が困っていて、例えば運営協議会で何をやらなきゃいけないのか、あるいは運営協議会に関わって、他のセンターに何をしてほしいのか、学校には、大学にはとか、それから幼稚園、保育所にはとか、もう少し具体的に考えて、市も含めて何かをしなきゃいけないというところがもう少し明確になると、動きやすいのかなと思います。今はこの運営協議会の中でいろんな問題を提示し、また次回へということで、

また、数か月ほどタイムラグがあるわけです。そのときにまた新しい課題になっていて、なかなか問題があっても解決できないというか、市が解決するという問題になっているけれど、もうちょっと機能的にならないかなということは感じました。

- ◎笠井委員 指定管理になると、連携というのはどういう形になるものなのか。
- ◎自立生活支援課副主査 まず、前回のときにも指定管理の件につきまして説明をさせていただく中で、関係機関の連携について市が中心となるということを説明させていただいておりますので、先ほど髙橋会長からもお話があるように、機関を集めての「きらり」との意見交換の場等は、市が連絡・通知や場所を指定することで考えています。なので、「きらり」のほうは、あくまで、その報告する内容などを紹介する。そういう形で、「きらり」の運営しやすい環境を作りながら、連携したいと思います。我々はそれに対して学校と連絡をしたり、養育施設と関係する連絡をして集めたりということをやっていきたいと思っております。
- ◎髙橋会長 例えば「きらり」でいうと、どうしてもこういう研修が必要だとか、あるいは啓蒙活動をしたい、そういった場合は、それも「きらり」が企画、立案はできないのですか。
- ◎自立生活支援課副主査 指定管理であれば、予算の範囲内で「きらり」のほうでもできます。 法的に仕様書に明記されていないことについては、回数などを含めてオーバーするときは、事 前に事業所の了承を得て、協議をした上でしか実施ができないという形になります。
- ◎髙橋会長 そのほかご意見ありますか。
- ◎神永委員 発達支援センターの神永です。今「きらり」さんで企画、立案をして、他の機関との連携を行うときには、指定管理でないとできないのですか。
- ◎自立生活支援課副主査 連携自体はできるのですが、基本的には、全部市を通していただきます。
- ◎髙橋会長 そのほかいかがですか。
- ◎坂口副会長 今の会長さんの発言はすごく大事なことで、今後「きらり」の経営が小回りのきくように、少し活性をさせていくというものです。そういうようなことをもっと推進していかないかというような話にもなってくるかと思うんです。その辺は、監督する側と、どこまで自由を認めるかというあたりの難しさというのはありますけども、ぜひその辺は現場の発想で企画、立案は生かせていけるような、そういう人材をそこに配置しての話になるのですが、その上でのそういう仕組みを考えていってもらうようになるといいです。

参考にならないかもしれませんが、例えば今、都立学校なんかは一定の予算を校長の裁量で使えるようにしている。科目によって変えるということはなかなか難しいですけど、その中であればこの案件が良いからこっちをやろうと内容を変えてお金を動かす、そういったことは認められています。ただし、その分、校長の責任は重くなっていきます。それによってかなり学校での企画、立案の小回りがきいた事業展開をすることができます。責任や経営力とか、そういうことが前提になってきますけども、ぜひその辺を目指していければいいのかなというふうに思います。

◎髙橋会長 それでは、少し大きな問題になりますけれども、待機者の問題があって、それに対する改善をどうするかということがずっと残ってきております。事前に、市のお考えを示していただけますか。何とか制限がある中でも、何らかの解決策を出していきたいということを、この日までに考えていただくということがありましたので、待機者を減らすための具体的な対応案を提示していただいて、それにつきまして皆様方からご意見いただけたら、次年度の課題というふうにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎自立生活支援課副主査 事務局です。今回、放課後等デイサービス事業、発達支援センターの方の待機者が出ているというところで、今後も待機者の数が増えていくことが想定されています。その中で、現状、今まで待機者対策を検討していた内容につきましては、毎年抽選会を行っていく方法が1つあります。もう一つは、全員を一律に名簿の作成し、全体を含めて優先順位を決めていくという方法、利用できる日数が週1回なのを隔週にすると、現状、50人の登録が100人登録できるという方法、隔週の利用という考え方。あと、個別訓練と集団訓練、これは東京都のほうからの指導で、今後分けていかなければならなくなりますので、そういったところで、今まで外来訓練事業の個別療育を小学生は実施していなかったのですが、小学生への個別療育を始めていく。また、利用期間が、もともと、1年生で入られた方は大体満足されている方が多いので、ずっと同じ方が利用されています。そのため、例えば期間を3年などに限定し、その期間が終了したらほかの方に変わってもらうという考え方も、一定考えてはございます。

以上、事務局の案としては考えてきておりますが、ぜひ運営協議会のほうでも対応案を出していただければと思います。

◎髙橋会長 出てきた案は、抜本的な案ということは難しいことで、希望者定員の名簿をつくった上で抽選するというようなことですね。それから、今、毎週1回利用できているのを隔週にして利用者の数を増やす。それから、個別訓練と集団訓練を分けて、今は両方受けているケースの人が多かったのを、どちらかを選んでいただく。その子の状態によって、市では個別のほうが中心になる。それから、利用期間も、例えば3年と区切って、ある意味ではここで療育をした人が他の事業所へいって、継続した支援となり、そういうことによって機会の平等性ということを担保しようというような案です。何かこれについてのご意見とか、あるいはその他、アイデア、ご意見等がありましたら、ぜひ残された時間で議論できればと思います。

ちなみに、個別療育と集団療育を分けたことによって、どのぐらい利用者の数が増えるので しょうか。

◎自立生活支援課副主査 まだ想定はしていないのですけれど、もし仮に次年度以降やったとした場合、20人ぐらいは何とかいけるのではないか。というのは、子供たちが来る時間というのは、4時とか、3時半以降に来られる方がたくさんいらっしゃいます。1回の療育が大体1時間ぐらいと考えますと、早い子で3時ごろ来られる子がいれば、1時間で一人として、三部屋利用できて、3人まで個別療育を考えていけば、1日に10人ぐらいまでは、最大でいけ

るのかなと思います。1週間だと40人から45人という、単純計算で割ればですけども、引継書を作ったり、保護者への説明をしたりという時間を考えると、それも実際7割、8割ぐらいが想定できる人数ではないかなと思っています。

- ◎髙橋会長 利用期間を例えば3年と見ると、まだ今、始まって2年ぐらいですから、例えば3年で区切るとして、今、既に待機状態がこんなにありますが、もし3年と区切ると、今後の展開や待機児童がこれだけ減るという想定になりますか。
- ◎自立生活支援課副主査 3年で区切った場合ですと、3年というふうに区切ることになるので、仮に今年の4月からできたとしても、一定の方の不利益というのは変わらないことは変わらないです。ただ、3年後の方は逆に多く入れると思います。この辺で、しばらく経つとある程度なめらかになってくるのかなと思います。小学校1、2年生がかなり多くいらっしゃいまして、逆に6年生とかの人数が今年はすごく少なくて、来年の卒業予定者数はかなり少ないと思います。
- ◎髙橋会長 6年間を想定していますよね。なので、今から4年後、どっと枠があくわけです。 それを3年に、例えばこの4月からできるならば、1年早く減らすという、新しい方は参加で きるという形を増やしていただければと思います。
- **\odot自立生活支援課副主査** 3年後までは同じように、待たれている方は待たれたままとなります。
- ◎笠井委員 都立の小児総合医療センターですが、幼稚園に入った子の療育を少しやっていたとき、年少さんで残っていた子は、年中さんを入れないで年長さんで「またどうぞ」というやり方をしているところもあるのです。その1年は個別で対応して経過を見て、必要があればまた通園に来て療育する。そういうやり方をして、期限を決めて実施するというのが、すごくいいのかなという気がしています。さっき放課後等デイの機能が、療育なのか居場所なのかみたいな話が出ていましたが、あれはどちらなのかという話が出ていたのですか。
- ◎自立生活支援課長 基本的には、そこも常に考えていて、立ち上がりのときの考え方が、早期発見、早期療育、継続的な療育が必要だというところをどうしても理念のほうにうたっているので、うちとしては、居場所ではないのです。「療育する場所です。」という基本があります。継続的な支援という形になると、そこに重きを置くと今のような形になってしまうので、そうなると、逆に待機者は増えてしまうということですね。だから、その辺をもうちょっとバランスよくする方策を練るという形になるのかなということです。
- ◎笠井委員 例えば今回の駄目だった方たちのニーズとしては、療育を求めて申し込みをしている人が多いとか、居場所として申し込みをしている人が多いとかということの細かいものというのは調べられていますか。そこは、ただ申し込みがあったというだけですか。そうすると、そこの主としての目的が、確かに1年生とか2年生になると1人で待てないからどこかにいてもらいたいという親の気持ちの中で、このデイを使いたいという人も確かにいると思いますし、本当にいいところを伸ばしていく、療育を受けるために行かせたいという、親御さんもいろん

な方がいて、ニーズの背景が見えないと、判断が難しいです。

◎自立生活支援課主査 児童福祉法上の考え方でいうと、今やっている「きらり」については、あくまでも療育という側面が強くて、他の居場所ということについて、また、三法の流れの居場所の考え方があるので、ニーズの考え方は法的には出ていないのです。決まっている前提で、療育として組み立てるのが前提だというふうに思っていますので、親のニーズがそうであったとしても、居場所であれば学童でもいいですし、学童も障害児学級がきちんと用意されているという現象を考えると、それについては、ニーズはどうですかということは否定はしないんです。

◎笠井委員 それがあるので、保護者のほうで、結局、居場所がほしい方たちは学童というところになってくるので、そこのところの連携みたいな部分も強化していかなければいけない部分なのかなと思っています。その辺がどうなのかなと。その子たちは学童には行かないのかなとか、そういうところが気になりました。

◎髙橋会長 学童そのものが、私はこの前に別の会議でもさんざん議論しましたけど、学童の発達障がいを持った方の受け入れについては、ものすごく厳しいです。すごく簡単ではないです。なので、学童に行けばいいということではないです。ですから、居場所という意味でも、あるいは子供との関わりという面でもすごく制限されているし、療育的な場がとにかくあって、そっちにいく。だから、放課後等デイも求めているし、先ほどのお母さんなんか、学校も今まだ定まっていない、非常に中間的なところで、なおかつ学校が終わった後の療育を受けられている、その場もなくて困っているということなので、居場所なのか、あるいは療育なのかということでいうと、本当に子供によって発達にふさわしい場所が圧倒的に不足していて、選択できない現状があります。その中で待機所があって、居場所という感覚としては、私はないという判断です。その中でも先ほど紹介されましたけど、「個別が主」か「集団が主」なのかというところに違いはあります。おそらく小学校低学年の場合は、個別が主になって、その後、集団というのがあって、集団のところでは、例えば学校の空き教室を活用するということも、学童の中の、そういったところもできないというようなところも議論できるかなと思います。

例えば期間を限定するとか、あるいは個別と集団を分けてというようなことについては、既にもう入っている方については、ある面では、条件を揃えるわけだから、それは不利益に感じる方も多くいると思います。その場合の対応というか、どういうふうにされていかれるのでしょうか。

◎自立生活支援課副主査 まず、来週、放課後利用者の保護者の皆様には説明をさせていただきますが、いきなり個別訓練が全く受けられないわけではないような対応で説明させていただきます。まずは既存の方中心で個別訓練、集団訓練を考えます。中には、逆に個別訓練を受けなくてもいいと、もう集団だけでいいですという方が仮に多くいらっしゃるということで、事業者に余裕があるようであれば、また雲柱社さんと相談しながら、待機児対応のところで何かできないかということは考えていきたいと思っています。

- ◎髙橋会長 できればこの実態をきちっと伝えていただいて、市の機関などでやれるように、 薄く広くという意味じゃなくてしっかりと対応をお願いしたい。最大限、みんなが協力してい き、シェアについて了解を得ていただくという努力はできますよね。
- ◎自立生活支援課副主査 今までも利用者の方には、嫌だという方が何人かいらっしゃいます。 その方々にどれくらい納得してもらえるか、またご理解していただけるか、かなり重要になっ てまいります。
- ◎髙橋会長 あと、これだけ待機者がいるということについての状況を、私はこの会議の中で 知り得たのですが、こういった「困っているんだ」ということの周知していく予定でしょうか。
- ◎自立生活支援課副主査 申し込み状況ですか。
- ◎髙橋会長 例えば議員さんに伝えるとか、内々の問題ではないと思います。関わっていればわかりますが、関わっていてもなかなか知らないことがあるのです。状況について、きちっと伝える、適切な指導が必要だということについては広めていくということは必要だと私は思っています。そういったことについて、利用者はどういうふうに考えているのですか。
- ◎自立生活支援課副主査 今回このような課題が出てきて、報告書としてまとめていきますので、そういった意味では、こういう報告書を関係施設のほうにもお配りしながら、文章でもこういう課題を考えていますというのは周知していけるのかなとは思います。
- ◎髙橋会長 例えば市長部局の方々から、こういった問題について認識を関係各課へ伝わっていけば、この運協と自立生活支援課だけではどうにもならない問題だと思いますので、そういった意味から、広い周知をお願いできればというふうに思います。

その他のご意見。

- ◎宮崎委員 法律のことですとかよくわからないので、突飛押しもない質問かもしれないのですが、先ほど期間限定ってあったと思います。今、すぐに解消というわけではないのですが、先ほど居場所か、療育が目的だということで、療育が目的ということをうたっているので、それを思って親は申し込むわけじゃないですか。それを目的とするのであれば、学校とか普通級の方がどれくらいいるかわからないのですが、普通級に通っている子というのは、高学年になると6時間とか時間が増えて、「きらり」に到着するまでが4時とか3時半とかになると思います。1日を2時からやっていますというなのですが、時間で区切るということはできないのですか。
- ◎自立生活支援課副主査 本来は、2時から6時と決めた場合は、その時間帯で、その定員で、 決められた人にしか入れてはいけないのです。なぜなら、給付費というお金がもらえるからで す。今言われたような方法をとられるというのは、ネット等の状況なので真偽はわかりません が、確かに2時間だけ最初に来させて、2時間で帰して、また新しい人を2時間やる。そうす ると、小さい面積で割るんですけど、2倍の収入があるということで、収益を上げるためにや られているというようなことを書かれていたホームページとかがありました。そういうのは、 すぐに東京都や自治体から指摘を受けて、本来、給付費支給が10人しかできないところを2

- 0人ですから、指定取り消しなどの処分を受ける可能性があります。
- ◎宮崎委員 厳しいですね。2時って設定したほうが、学校が終わっている時間じゃないので、 不思議に思いました。
- ◎自立生活支援課副主査 国の法律でそこがあやふやなのは、学校が終わる時間が固定されていれば、その時間でできるのですが、結局、放課後の余暇活動の時間という考え方がありますので、2時から6時という4時間を固定して、本来は放課後の学校終わってから6時までだよという整理なのです。あと、長期休暇中という夏休み、冬休みが2時から6時までやりますという。
- ◎自立生活支援課長 あと難しいのは、場所の問題もありますけども、事業内容がセンターと放課後等を一緒の場所でやっているという現状ですから、場所が限られていますが、センター機能と放課後等デイサービス事業を実施しています。指定を取るときには多機能という言い方をするのですが、その指定を取っているので、そういった中での時間帯の調整とか部屋割の法律に従った中でのやり方をしていたのです。前回の東京都の指定を取るときに、「今の使い方は不確かで、法律に基づいてないですよ」と指摘を受けたというところでございます。だから、事業を見ていると、放課後等デイサービス事業は、放課後等デイサービス事業しかやっていない事業所が多いんじゃないですか。個別で場所を借りてやっているようなところは、各事業所の大きさもありますし、事業運営の仕方、センターだけなのか、小金井市みたいに多機能はほとんど見た事がないです。
- ◎髙橋会長 それは小金井市が放課後等も含めてリソースが足りなかった、意見交換会では高いニーズとしてありましたので、そういった事情は全然間違いないと思います。
- ◎自立生活支援課長 私も思っています。逆に、今回、文科省の6.5%の数値で一応想定はしていましたけれども、実際運営してみて、やはりそうだったなという結果が今出てきたというふうに思っています。なので、運協の皆様方と一緒に市もどんな運営方法がいいのかというのは考えますが、私どもが考えた提案をもとに、逆に皆様から提案をしていただいて対応をしたいと思っています。今、小金井市の本当にニーズが出てきたなというのが実感です。今後どうしていく、4月からの問題もありますけれども、ここも踏まえてどうしていくかというところが本当に課題で、これが出てきたから、どうだ、こうだというつもりもありませんから、そこはそこで真摯に受けとめて、今後、利用者にとって本当にいい施設であり、市のやるべきものはどうなのかというのを整理していけたらいいなとは思っています。ただ、実際、今待機されている方というのは、直面している問題なので、そこをセンターとしてフォローしていくというのは当然に考え、何らかの方策を展開していかなければいけないなというふうには思っていますし、逆にできないこともあるので、そこはご理解いただく必要はあるというふうに考えてはいます。ただし、丁寧に、誠実に対応していきたいと思っています。
- ◎笠井委員 今のお話だと、センター機能と放課後等デイサービス事業が一緒にやられていると言っていたと思います。切り離して、場所を別々にすることも逆に言えばできると思うんで

すけど、いかがでしょうか。

- ◎自立生活支援課副主査 切り離して別々にすることはできます。あくまでできますが、その場合は、人員、場所、全てによってセンターとは別の場所に同じスペースを作らなければできません。
- ◎笠井委員 専任じゃないと駄目ということなんですか。
- ◎自立生活支援課副主査 専任というか、人員がかぶってはいけないという考え方になるので。
- ◎笠井委員 センターと放課後等デイサービスの人員がですか。
- ◎自立生活支援課副主査 多機能の場合は、かぶっても問題はないんです。時間さえわかればいい。多機能じゃない場合は、登録する人も全部明確に分けないといけない。
- ◎笠井委員 放課後等デイサービスだけ出張みたいな考え方というのはではできないのですか。
- ◎自立生活支援課副主査 常勤換算というところがありまして、結局、8時間勤務する人間が何人いるかということも考えなければいけないので、人員が完全に分かれて、Aさんがこっちで4時間、こっちで4時間ということになってしまう、常勤でなくて、もう一人誰か4時間以上働く人がいて始めて常任換算という考え方になるそうなのです。本来は常勤が何人かいなければいけないという指定もあるので、そういったところを考えると、無駄な人員がかなり増えてしまう。兼務ではできない、分けてしまう。多機能だと、分けなくても問題はないということです。ただ、基本的には時間帯の分け方もあるので、その中で整理していきます。
- ◎笠井委員 出張のデイというのは、基本的にできないということですか。場所を別なところに置いて実施するということは、もう法律上、できないということですかね。
- ◎自立生活支援課副主査 別の場所にデイを置く場合、そこを登録して、そこの人員配置をする。
- ◎自立生活支援課長 出張ができないです。
- ◎自立生活支援課副主査 兼務は可能ですが、共有とか、そういうものが一切できないので、できません。
- **②自立生活支援課主査** ちょっと議論が錯綜しているので、厳密に言うと、また例外の話はあるのですが、ここに話すと時間が足りなくてなってしまうのでご容赦いただければと思います。
- ◎笠井委員 サテライトとして考えられないのでしょうか 。
- ◎自立生活支援課主査 ただ、サテライトもまた別の要件があります。
- ◎髙橋会長 要は、また新しいものを作るぐらい大変なんだと。

そうしましたら、時間の関係もありますので、対応策というのは抜本策だという、今どうするか。先ほど出た5点、既存の方、新規の方を含めて抽選とする、希望者全員で名簿を作成するということです。それから、利用できる日数を隔週にして、利用日、人数を増やす。個別訓練と集団訓練を分けて利用者の人数を増やす。利用期間を3年にして回転をよくする、として次年度検討していくということを、今日の議論の中身として、この報告書の中に記載する方向で決めたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

◎髙橋会長 ありがとうございます。

それでは、本日出た意見と、事務局と調整しながら、引き続き課題を考えて、次回、5月の 最後は一定の方向性を出したいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど一応確認しましたけれども、報告書の完成はいつごろでしょうか。

- ◎自立生活支援課副主査 報告書の完成につきまして、本日の内容を、文章的なところ、修正をさせていただいた上で、議事録とともに皆さんにお送りいたします。その際、改めてご意見等がありましたら、議事録とあわせて送付していただきまして、3月末までに会長、副会長にいただきました意見をもとに協議していただきまして、3月末完成をして、5月協議会の際には皆さんのほうにお配りできるようしたいと思っております。
- ◎髙橋会長 ありがとうございました。

それでは、最後に議題の6、次回の開催日及び内容につきましてお願いいたします。

- ◎自立生活支援課副主査 次回は5月19日火曜日を予定しております。場所についてまだ予約ができておりませんので、予約でき次第、改めてご連絡をさせていただきます。
- ◎髙橋会長 内容は何を議論しますか。
- ◎自立生活支援課副主査 内容につきましては、まず4月までの実績を報告させていただきまして、今回の最終報告書の形を皆さんにご報告させていただきます。今回の委員の皆様から、またご質問、テーマに対するご意見があれば、それを出させてもらいます。その上で、議論テーマ、こちらが今回報告書に残ります課題として提出する部分だと考えております。市としても、待機者への対応というのは検討課題の1つと考えておりますので、議論テーマとしては、待機者への対応であったり、そのほかの要望事項への対応について、報告書にどのようにまとめるか、そこを会長、副会長と整理をした上で議論テーマとして上げさせていただきたいと思っております。
- ◎髙橋会長 あと、第8回、第9回の日程、まだ未調整なので、変わる可能性もあることとお聞きいただいて、よろしいですか。私の都合が悪いということがありますので、いま一度調整ということで。

それでは、長時間ありがとうございました。これで全ての議題は終了となります。次回は5月19日の火曜日、10時から開催したいと思います。

以上で閉会とします。どうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。

(午後12時 分閉会)